条約 (二)件)

番

号

件

名

院議先

月 提

日 出

付委 員 参

託会

議委 員 議

决会 議本

> 員 衆

員 議

会 決議

備

考

院

決会 議本

託会 議委

院 슾 決議 付委

1

結について承認を求めるの件政府調達に関する協定を改正する議定書の締

衆

さ、さま

承 認承 認

会、大三

			_		
108 63 国 会	番号		内閣	l08 2国 会	
国際緊急援助隊の派遣に関する法律案	件		内閣提出法律案(一件)	の件 一 一 一 の の の の の の の の の の	
衆	院議	先		衆	
二	月	提		二	
<u> </u>	日	出		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
た1、117km 大二、ヘ10	付委 員 託会	参		★二、三、★ 本二、八、宝	
可空、八字	議委 員 決会	議		五 承 二、	
可空、公共	議本 会 決議	院		之二八 二二、八三元	
	付委 員 託会	衆		さ、セベー産	
可	議委 員 決会	議		承 二 二 章	
次 次 10	議本 会 決議	院	(衆)	承	
育八回国会 継	備		は提出時の先議院	百八回国会 継	
続	7		院	続	

(衆)は提出時の先議院

本院議員提出法律案(一件)

108 3 国 会	番		
国際開発協力基本法案	件		
	2	i	
外中 西	í 月	提	
측ニ 珠		出	
五 子 三名君	旦	者	
	付	予	
	l	備	
	日	送	
	出	衆	
	月日	へ提	
	日付委	1/6	
二、五二	員	参	
=	託会		
継	議委	-34-	
続	負	議	
	決会 議本		
審	会	院	
査	決議		
	付委		
	員	衆	
	託会		
	殿安	議	
	決会	173.4	
	議本		
	会	院	
	決議		
I	備		
	"		

を求めるの件(閣条第一号)政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認

要令

での改正議定書は、同協定の規定に基づき設置された政 が国は、昭和五十五年四月に同協定を受諾している。我 また、協定の適用される政府調達について原則として公開 また、協定の適用される政府調達について、他の締約国の が国は、昭和五十五年四月に同協定を受諾している。我 及府調達に関する協定は、「関税及び貿易に関する一般 の改正議定書は、同協定の規定に基づき設置された政 の形で行われた東京ラウンドの成果の一 の改正議定書は、同協定の規定に基づき設置された政 が国は、昭和五十五年四月に同協定を受諾している。 が国は、昭和五十五年四月に同協定を受諾している。 のの改正議定書は、同協定の規定に基づき設置された政 は、日本には、「関税及び貿易に関する一般

> 府調達に関する委員会において、政府調達手続の透明性を所調達に関する委員会において、政府調達手続の透明性を 一、産品の購入による政府調達に加えて、産品の借り入れ 一、産品の購入による政府調達に加えて、産品の借り入れ による政府調達を協定の適用範囲に含める。 による政府調達を協定の適用範囲に含める。 十万円)に引き下げる。

を用いて資格の審査書類及び入札書を翻訳することを含術援助に、ガットの公用語(英語、仏語、スペイン語)三、先進締約国が開発途上締約国の要請に応じて与える技

める。

に対し求めまたは当該企業から受けてはならない。言を当該調達に商業上の利益を有する可能性のある企業四、調達機関は、特定の調達の仕様の準備に利用し得る助

長する。 請状の発出後「三十日」以上から、「四十日」以上に延五、入札書の提出期限を、調達計画の公示または入札の招

び基本的要件に従つて行う。六、落札者の決定は、入札説明書に記載された落札基準及

後六十日以内に公示する。七、落札に係る情報は、適当な出版物により落札の決定の

を通知する。八、落札者とされなかつた入札者に対して落札に係る情報

委員長報告

次ページ参照

承認を求めるの件(第百八回国会閣条第二号)ための日本国政府とカナダ政府との間の条約の締結について所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止の

要旨

は次のとおりである。 は次のとおりである。

的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久

せられる所得についてのみ相手国において課税される。

ずる所得については、相手国の租税が免除される。二、船舶または航空機を国際運輸に運用することにより生

制限される。三、配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率が

四、短期滞在者、学生、事業修習者の所得については、一

定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。

除される。 動による芸能人等の所得については、相手国の租税が免五、文化交流のための両国政府間の特別の計画に基づく活

いては外国税額控除方式とする。配当については外国所得免除方式、それ以外の所得につ額控除方式とし、カナダにおいては、外国子会社からの六、二重課税の排除の方法は、我が国においては、外国税

委員長報告

除方法等について規定しております。

な員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、「カナダとの租税条約」は、現行条約を全面改正まず、「カナダとの租税条約」は、現行条約を全面改正を員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願に係る情報の公示等の改正を加えるものであります。いて、政府調達の適用範囲の拡大、入札手続の改善、落札次に、「政府調達協定の改正議定書」は、現行協定につ

います。

共産党の立木委員より、両件について反対する旨の意見が昨二十七日質疑を終え、討論に入りましたところ、日本

次いで、採決の結果、両件はいずれも多数をもつて承認述べられました。

以上、御報告申し上げます。

すべきものと決定いたしました。

六三号) | 二号) | 三際緊急援助隊の派遣に関する法律案(第百八回国会閣法第

要旨

のであつて、その主な内容は次のとおりである。
し、もつて国際協力の推進に寄与することを目的とするも上、もつて国際協力の推進に寄与することを目的とするも上、もつて国際協力の推進に寄し、緊急の援助活動を行う地域における大規模な災害に対し、緊急の援助活動を行うとの法律案は、海外の地域、特に開発途上にある海外のこの法律案は、海外の地域、特に開発途上にある海外の

一、国際緊急援助隊は、

一教助活動、

口防疫活動を含む医

療活動、巨災害応急対策及び災害復旧のための活動を行

うことを任務とする。

の長及び国家公安委員会と協議を行う。 「大規模な災害が発生し、被災国政府等より国際緊急援助 大規模な災害が発生し、被災国政府等より国際緊急援助 一、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域において

緊急援助活動を行わせることができる。三、協議に基づき、関係行政機関の長は、その職員に国際

できる。
警察は、その職員に国際緊急援助活動を行わせることが四、協議に基づく国家公安委員会の指示を受けた都道府県

お機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができず及び市町村の消防の一部事務組合を含む。)は、その消五、協議に基づく消防庁長官の要請を受けた市町村(東京五、協議に基づく消防庁長官の要請を受けた市町村(東京

よう命ずることができる。
・体の職員その他の人員を国際緊急援助隊として派遣する六、外務大臣は、国際協力事業団に対し、国、地方公共団

府等の要請を十分に尊重して活動しなければならない。七、国際緊急援助隊は、外務大臣の調整の下に、被災国政

協力事業団が行う。八、国際緊急援助隊の派遣及びこれに必要な業務は、国際

委員長報告

結果を御報告いたします。る法律案につきまして、外務委員会における審査の経過とただいま議題となりました国際緊急援助隊の派遣に関す

措置について規定しております。 世間について規定しております。援助隊の派遣等の係行政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の係行政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の係行政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の係が政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の係が政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の係が政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の係行政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の係行政機関の長との協議、都道府県警察、市町村消防等の係行政機関の長いの協議、都道府県警察、市町村消防等の係が、大規模な災害に対し、国際緊急援助隊への協力、国際協力事業団による援助隊の派遣等のでは、対しております。

したが、詳細は会議録によつて御承知願います。係、援助活動参加者の補償問題等について質疑が行われま隊への自衛隊の参加問題、援助隊の派遣と国際紛争との関委員会におきましては、国際緊急援助活動の充実、援助

昨二十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、

各会派の共同提案として提出され、全会一致をもつて委員 緊急援助活動の当委員会への報告等について、政府の配慮 援助活動参加者の安全確保と災害補償に対する配慮、国際 いたしました。 本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定 会の決議とすることに決定いたしましたので申し添えます。 共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、新政クラブ を要請する附帯決議案が、自由民主党、日本社会党・護憲 以上、御報告申し上げます。 なお、本案に対し、国際緊急援助体制の一層の整備充実、